



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 空 港 施 設 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 丸 山 博
(コード番号 8864 東証第 1 部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 足 利 香 聖
(Tel 03-3747-0251)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 46 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

(1) 「会社法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 90 号)」が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、会社が責任限定契約を締結できる会社役員¹の範囲が変更されました。これに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第 29 条(取締役の責任免除)および第 38 条(監査役²の責任免除)の規定の一部を変更するものです。なお、第 29 条(取締役の責任免除)の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) コーポレートガバナンス体制ならびに執行体制の強化を図るため、定款第 20 条(員数)の規定の一部を変更し、取締役の員数を現行の「15 名以内」から「17 名以内」に変更しようとするものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別表のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日(金) [予定]

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日(金) [予定]

以 上

【別表】

現行定款	変更案
<p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令の定める額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令の定める額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>17</u>名以内とする。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>)との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令の定める額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令の定める額のいずれか高い額とする。</p>

以 上